

第45回「文の京」安全・安心まちづくり協議会

意見報告書（意見提出のまとめ）①

テーマ：安全・安心まちづくり推進地区の指定について

防犯対策を推進する地区（南戸崎町会地区） 【資料第1号】

委員氏名	意見・質問等内容
意見はありませんでした。	

意見報告書（意見提出のまとめ）②

テーマ：「自転車の安全対策について」 【資料第2号】

委員氏名	意見・質問等内容
<p>杉田 明治 (文京区商店街 連合会)</p>	<p>自転車の違反運転の取り締まりの強化を。 自転車損害賠償保険等の加入を義務化の徹底を。 幼児用自転車以外は道路交通法の学科教習を経た免許制度に。</p> <p>自転車の迷惑行為の方が自動車の迷惑行為より1.6倍迷惑だと感じている方が多いといえます。内容は「歩道などで猛スピードで走っている」が一番多く、次に「2台以上で横並びに走っている」続いて「歩道なのにベルを鳴らして走っている」と続きます。新型コロナの影響で自転車利用者や宅配サービスの利用者が増え、交通ルールの無視や早く配達をするため猛スピードで走る様子を目にします。また、坂の多い文京区ならではの電動アシスト自転車が増え、歩道でのスピードはさらに上がってきています。</p> <p>ルール違反は「スマホ操作しながら運転」「片手傘運転」「左側通行の車道を逆走」「イヤホンを聞きながら運転」「飲酒しての運転」「信号無視・安全確認不良運転」などが多く見られます。</p> <p>資料のとおり、交通事故総数は年々減少傾向にありますが自転車事故はその占める割合が増加傾向にあり、特に自転車対歩行者の交通事故は増加、そして死者数と重傷者数は重症化し特に高齢者に多く見られ、自転車と歩行者の事故の4割以上が歩道で起きています。</p> <p>これらは自転車を運転する方の9割は免許を持つなどルール（道路交通法）を知っているが「あまり守らない」「守っていない」「ルールを守らなくても取り締まりを受けることはない」と思って運転しているからです。その結果、例えば子供であっても対人死亡事故を起こせば、1億近い賠償を命じた判決がありました。</p> <p>このような不幸な結果をもたらさないため、交通マナーの向上には取り締まりの強化、そして自転車損害賠償保険等への加入の義務化が不可欠と考えます。東京都では、2020年4月1日から自転車損害賠償保険等への加入が「義務化」され、自転車利用者は保険に入らないといけなくなりました。しかしながら、加入率は都内ではまだ5割にとどまっている状況です。</p>

<p>杉田 明治 (文京区商店街 連合会)</p>	<p>他区や自治体で「自転車の安全利用推進」のための条例を作成し、その中で保険の義務化を制定しているところもありますが、文京区においても義務化の推進が必要と考えます。</p> <p>そして(昭和 35 年)原動機付き自転車が免許制度となったと同じく、幼児用自転車以外は道路交通法の学科教習を経た免許制度にすべきではないでしょうか。</p>
<p>土田 千秋 (文京区女性団 体連絡会)</p>	<p>自転車 TS マーク取得費用助成事業チラシの中に自転車は横断歩道は歩いて渡りましょう!とありますが、本当にそう思います。私は実行しております。横断歩道に「自転車は降りて歩いて渡りましょう!」の看板を掲げてもらいたいです。</p> <p>子どもを乗せた電動自転車が意外に歩道を走っている方が多く、ヒヤッとすることが多くあります。何か対策はないでしょうか。</p>
<p>西 弘貴 (公募委員)</p>	<p>1 自転車専用通行帯の拡充(拡大)について</p> <p>路上パーキングの左側部分(歩道との間、車道の左端部分)を自転車専用レーンとしているところが少ないので、さらに拡充を図っていただきたいです。</p> <p>現行では、白山通りの一部と小石川後樂園付近のみが運用されているが、その後の拡充が進んでいない状況です。実際に通行していると、極めて快適ですが、その始点、終点付近では通常の自転車レーンの扱いに代わり、駐車車両が進行を妨害していることから、この解決策と、他路線でも同様に自転車が通行しやすいように拡充していただきたいと思います。</p> <p>2 自転車サイドミラーの無償配布の提案</p> <p>自転車専用レーンでも、障害となる駐車車両を避けるため、車線を変更しながら通行せざるをえないため、自転車用のサイドミラーを無償配布してはいかがでしょうか。</p> <p>費用は、100円均一店でも購入できることから、1,000個購入しても10万円程度で対応できます。最初は、500個程度を区内の4警察署と区役所で等分に配布すれば、警察署では「安全キャンペーン」等の際に配布することもできます。進路変更の安全を確保できるので、好評ならば、さらに500個を追加配布すればよいのではないかと思います。</p> <p>なお、警察から「特例キックボードの実証実験の実施」について、インターネットを参考でもよいので、ご案内いただきたい。</p>

西 弘 貴
(公募委員)

《付属資料》

「自転車用サイドミラー」、「特例電動キックボードの実証実験の実施について」を参照ください。

3 自転車専用通行帯を理想的な走行路線とするために

理想論ですが、道路交通法第 47 条を改正する必要があるようです。ネットはいろいろありますが、改正するにはそう手数がかからないと思いますが、道路管理者、警察等の調整が必要で、警察が動いてくれないと進まないからと言って、手をこまねいていると進みません。文京区がそれに着目してみてはいかがかと思い提案しました。

4 立て看板

「歩行者の通行量の多い歩道」における自転車の事故防止対策として、立て看板を設置してみてはいかがかと思い提案しました。

《付属資料》

「自転車専用通行帯をさらに活用するための私案と立て看板」を参照ください。

自転車事故防止対策

自転車専用通行帯を
理想的な走行路線とするために

道路交通法を改正しよう！

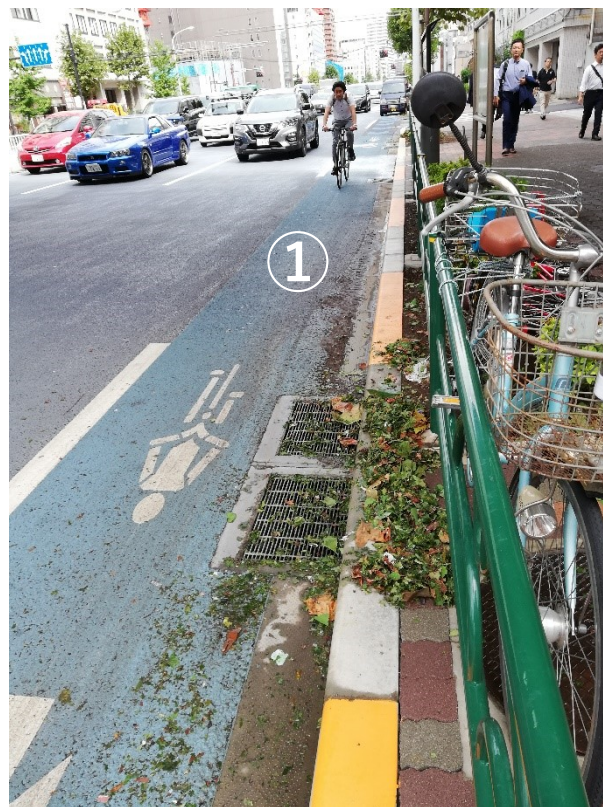
条文に 自転車専用通行帯 を加えるだけです

望ましい駐車方法

白山通り 交通局庁舎前



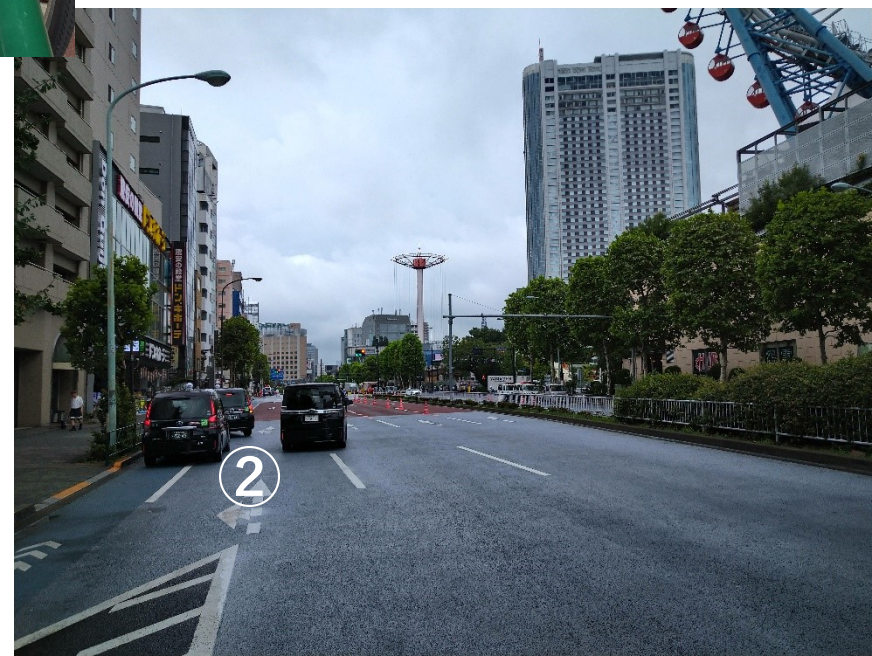
自転車専用通行帯を避けて駐車



①白山通り丸の内線地下鉄ガード下

望ましくない駐車方法

②白山通りドン・キホーテ前付近





← 理想的な自転車通行帯とするには

自転車専用通行帯の車線側の通行区分帯を黄色線（駐禁）とし、その脇にパーキング目安ラインを引く

※駐車禁止場所では目安ラインを黄色線で表示する。



Googleマップから引用



理想的

自転車専用通行帯
白山通り白山5-17付近

道路交通法改正案

- 改正条文

- 第47条第3項

- …路側帯・自転車専用通行帯（当該…

- と自転車専用通行帯を追加する。

- これだけで済むはずだが、これまで改正されなかった理由があれば教示いただきたい。

参考 現行道路交通法

第四十七条 車両は、人の乗降又は貨物の積卸しのため停車するときは、できる限り道路の左側端に沿い、かつ、他の交通の妨害とならないようにしなければならない。

2 車両は、駐車するときは、道路の左側端に沿い、かつ、他の交通の妨害とならないようにしなければならない。

3 車両は、車道の左側端に接して路側帯（当該路側帯における停車及び駐車を禁止することを表示する道路標示によつて区画されたもの及び政令で定めるものを除く。）が設けられている場所において、停車し、又は駐車するときは、前二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該路側帯に入り、かつ、他の交通の妨害とならないようにしなければならない。

自転車用サイドミラーの無償配布 (100均で購入)



くねくねミラー (100均購入)



装着した状況
プラスドライバー1本で簡単装着

特例電動キックボードの実証実験の実施について

更新日：2022年6月23日

警視庁



実証実験の内容

産業競争力強化法に基づき、令和3年1月、事業者から経済産業大臣に新事業活動区域において貸し渡される電動キックボードに関する特例措置の要望書が提出されました。これを受け、令和3年4月、国家公安委員会及び国土交通省において「道路交通法施行規則」及び「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」の適用に関して新たな規制の特例措置を講じられたことから、本特例措置の対象となる電動キックボード（以下、「特例電動キックボード」という。）の通行に関する安全性等について検証するものです。

特例電動キックボードとは

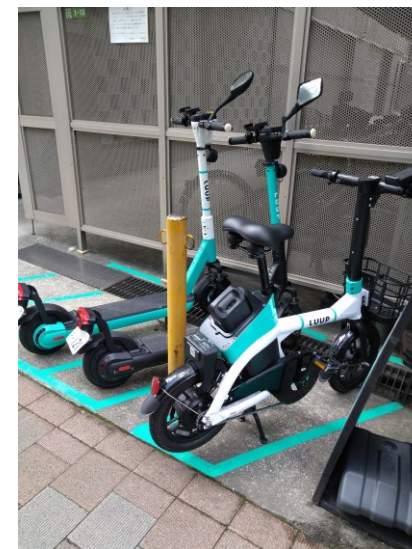
車体の大きさ及び構造等（最高速度15キロメートル毎時以下等）を定めた基準に該当し、かつ、認定を受けた新事業活動計画に従って貸し渡されているもので、同計画に記載された当該新事業活動を実施する区域内の道路を通行している電動キックボードのこと。

特例措置の概要

「道路交通法施行規則」の特例

- 小型特殊自動車と位置付けること
- ヘルメットの着用を任意とすること
- 自転車道を通行できるようにすること

区役所付近の某所
電動キックボードポート →



「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」の特例

実施期間

令和3年4月23日から令和4年7月までの間(予定)



「自転車専用」標識（自転車道）

- ・ 特例電動キックボードを押して歩いている者を歩行者とすること



自転車を除く

「車両進入禁止（自転車を除く。）」（一方通行）標識

- ・ 「一方通行（自転車を除く。）」及び「指定方向外進行禁止（自転車を除く。）」の道路を通行できるようにすること



自転車を除く

一方通行

「指定方向外進行禁止（自転車を除く。）」標識



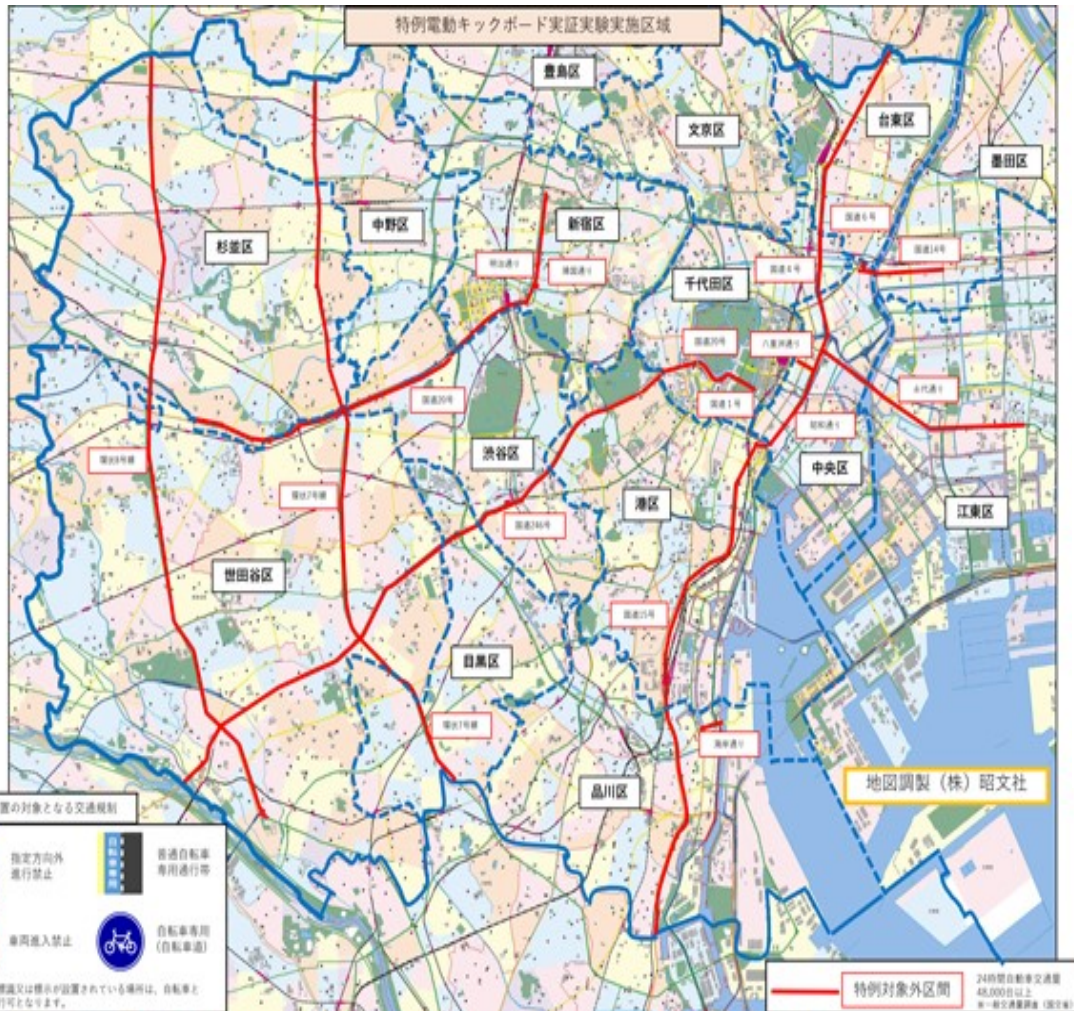
自転車専用

「普通自転車専用通行帯」標識

- ・ 普通自転車専用通行帯を通行できるようにすること

実施区域

千代田区、中央区、港区、新宿区、**文京区**、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、立川市、昭島市、小平市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市の全域
(下記の地図を参照してください。)
(令和4年2月より、昭島市、小平市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市が追加)



令和4年4月 道交法改正

- ・ 性能上の**最高速度が自転車と同程度であるなど一定の要件を満たす電動キックボード等**については、運転免許を要しないこととし、16歳未満の者の運転を禁止することとした。
- ・ 走行場所やヘルメットの着用について、自転車と同様の交通ルールとすることとした。

R4年版 警察白書

新たなモビリティを含めた多様な交通主体の交通ルールの整備から引用

立て看板の設置

自転車と歩行者の錯そうや自転車と関連する事故の多い路線・交差点などの安全性を向上させるために

自転車通行空間を確保するための対策の一つです

例示

春日通シビックセンター前（富坂方向側）歩道バス停の付近に**立て看板**を立てる

